

エシカルコラム Vol.95 エシカルファッション



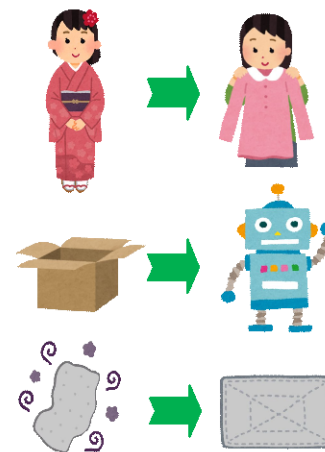
エシカルファッションは人の暮らし、動植物の環境に配慮した消費行動です。「消費」という言葉が示す通り、私たちの日常生活の中にあるとても身近なものです。

今月号では、エシカルファッションに関する取り組み事例や言葉について紹介します。

エシカルファッションの取り組み事例

◎アップサイクル

アップサイクルとは、古くなったものや廃棄されるものに新たな価値を加えて別の製品へ作り変えることです。元のを資源化せず素材や形を生かして作り直す点が、リサイクルと異なります(リサイクルでは元のを資源化して、新たな製品を作ります)。身近な例として、牛乳パックや段ボールでおもちゃなどを作る、古着を別の服に仕立て直す、空き瓶を花瓶にする、などがあげられます。また、古くなったタオルを雑巾(ぞうきん)にする、使い古した歯ブラシを掃除に使うことなどはダウンサイクルと言います。どちらも物を大切に使うという点でエシカルな消費です。



◎アニマルフリー

アニマルフリーとは、製品開発から生産まで動物実験や動物性の素材を一切使わない製品、取り組みのことを言います。同様な意味でアニマルフレンドリーとも言います。

ヴィーガンレザー(合成皮革・植物由来)やカポックダウン(カポックという樹木の果実から採れる綿)を使用した製品があります。

◎ウェイトレス(waste less)

ウェイトレスとは、「無駄(waste)」なものを「なくす(less)」という考え方で、代表的なものとしてオーガニックコットンがあります。

オーガニックコットンは、基準以上の化学肥料や農薬を使用せず、有機肥料を使って手摘みで収穫した綿を使用して作られます。

◎ソーシャルグッド(Social Good)

ソーシャルグッドとは、具体的な定義は明確ではありませんが、地域や環境など社会に良い影響を与える製品、サービス、活動等の総称です。自然環境の浄化、街の緑化、ヘルスケアなどが代表的な例です。

(次号に続きます)

はままつくらしの情報



展示会に誘われて・・・
着物の次々販売に注意！

次々販売(次々商法)とは、何らかの悪徳商法の被害者に対して、次々と別の事業者(同じ業者の場合もある)が接近してきて、いろいろな契約を締結させる商法のことをいいます。販売方法としては、訪問販売、電話勧誘販売などがあり、高齢者が被害にあうケースが多くみられます。

今月号では、次々販売に関するトラブル事例とアドバイスを紹介します。



◆ 事例 一人暮らしの母が次々と高額な着物を契約・・・

一人暮らしの母親が、呉服店から展示会に誘われ、次々と高額な契約をしていることが分かった。購入した着物やジュエリーなどは、ほとんど未使用な状態でタンスにしまってある。毎月のクレジットカード会社への支払額が総額 30 万円を超えており、年金収入だけの母親にはとても支払えない。母は腰が曲がっており着物を着られる姿勢ではないし、必要でもなかったが、断れず契約していたようだ。解約したい。(当事者: 60 歳代)



◆ ひとことアドバイス

- 「見るだけでいい」と言っても、目的は販売することです。会場に行けば必ず勧誘されます。親しい人からの誘いでも冷静に考えて、誘いを断ることは失礼ではありません。
- 展示会等に行ってしまう強引な勧誘をされても、必要なければきっぱりと断りましょう。断る自信がなければ誘われても行かないことが最善です。
- 高齢者が次々販売などの被害にあってしまうと、生活が困窮するなど日常への影響が大きくなります。家族や周囲の人は、日ごろから高齢者の自宅に不審な書類や商品がないか、様子がおかしくないかなど、気を配りましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン 188)

【参考・引用】見守り新鮮情報 第493号(2024年9月26日公表) 発行: 独立行政法人国民生活センター



主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



くらしのセンターご案内
こちらへ

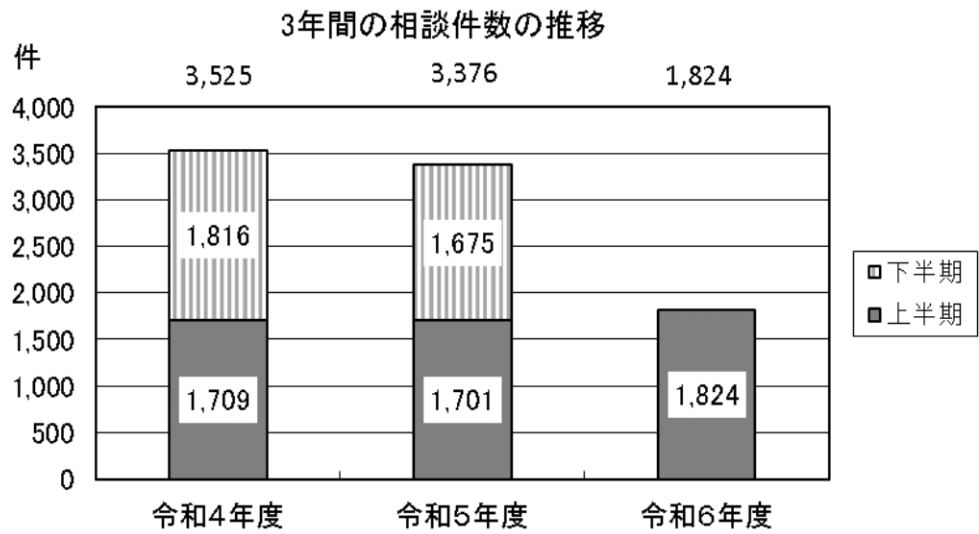


消費者ホットラインご案内
こちらへ



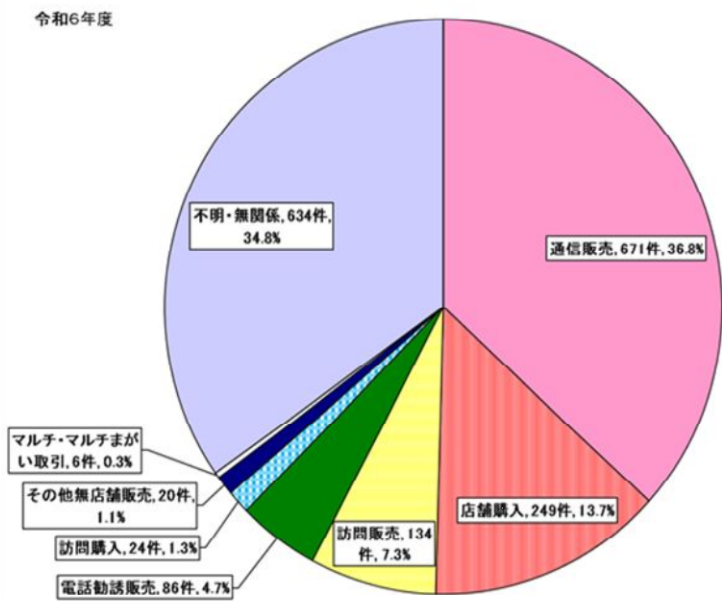
令和6年度上半期 浜松市くらしのセンター消費生活相談の概要

浜松市くらしのセンターで令和6年度上半期（4月～9月）に受け付けた相談件数は1,824件でした。前年度同時期（1,701件）よりも123件（+7.2%）増加しました。前年同様、定期購入に関する相談が多く寄せられています。ネットで商品を購入したところ、販売業者から「欠品のためコード決済アプリで返金する」と言われ、手続きしているうちに「送金」していたという相談、また「電話が使えなくなります」といった不審電話の相談も増えています。



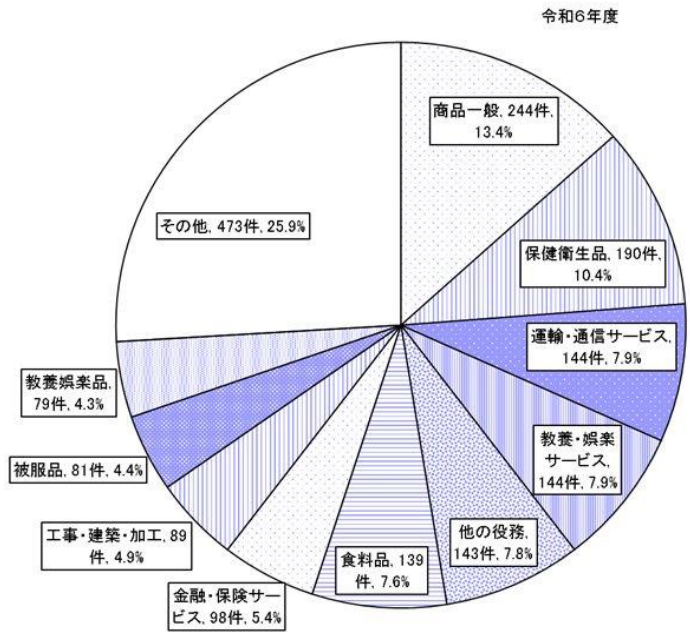
＜販売形態別相談件数＞

販売形態として、通信販売（インターネット、テレビなどの利用によるもの）が671件、次いで、店舗購入（携帯電話、車、美容エステなど）が249件、訪問販売（光回線の勧誘、屋根修理など）が134件、電話勧誘販売（健康食品、海産物、光回線など）が86件となっています。不明・無関係は634件で、身に覚えのない請求や不審な電話、メールが含まれています。



- ＊通信販売 カatalog・テレビ・インターネットなどで商品などを契約した場合（671件）
- ＊店舗購入 店舗で契約した場合（249件）
- ＊訪問販売 販売員が訪ねてきて商品などを契約した場合（134件）
- ＊電話勧誘販売 販売業者が電話をかけて勧誘し、郵便などで契約を結んだ場合（86件）
- ＊訪問購入 店舗以外の場所で物品を買い取ってもらう契約をした場合（24件）
- ＊その他無店舗 行商・露天商・屋台店などで契約した場合（20件）
- ＊マルチ・マルチ まがい取引 販売組織に加入した人が次々に友人や知人を勧誘し、会員を増やし商品などを販売する商法（6件）
- ＊不明・無関係 上記に当てはまらない場合（634件）

＜商品等分類別相談件数＞



商品等分類別では、商品一般（不審な電話・メール・請求、身に覚えのない商品など）244件と最も多く、次に保健衛生品（化粧品等の定期購入）が190件、運輸・通信サービス（携帯電話・光回線など）と教養・娯楽サービス（ビジネス教室など）が各144件と多く、他の役務（副業、不用品回収など）143件、食料品（サプリメント、飲料など）が139件となりました。

金融・保険サービス（FX・暗号資産等の投資詐欺など）が98件、工事・建築・加工（リフォームサービスなど）が89件で屋根工事の点検商法や水道管の交換工事などの相談が目立ちます。被服品については定期購入に係る相談が多く寄せられています。

＜契約者年代別相談件数＞

20歳未満ではゲーム課金の相談、20・30代では、SNSで簡単に稼げると出ていたの、話を聞いた後消費者金融で高額を借り入れ個人名義口座に送金してしまったなどの相談、40・50・60代では定期購入による化粧品やサプリなどの解約の相談、70歳以上では、不審な電話等の相談、不用品の買い取り訪問で、貴金属を強引に買い取られたなどの相談が多く寄せられています。

令和6年度 年代別にみた商品等分類別相談件数上位3位

表の()内は各年代別に多い具体的な相談内容です。				令和6年9月30日
年代	1位	2位	3位	
20歳未満 (33件)	教養・娯楽サービス (オンラインゲーム、動画サイト等) 14件	教養娯楽品 (ゲームソフト、スマホ等) 4件	食料品 (サプリメント、ダイエットドリンク等) 3件	
20歳代 (114件)	教養・娯楽サービス (ビジネス教室、パソコン教室等) 28件	他の役務 (副業、不用品回収等) 13件	商品一般 (身に覚えのない請求・未納料金等) 11件	
30歳代 (141件)	教養・娯楽サービス (ビジネス教室、スポーツジム等) 25件	他の役務 (結婚相手紹介所等) 14件	※同率3位 商品一般、 被服品、工事・建築・加工、 保健・福祉サービス 各10件	
40歳代 (216件)	保健衛生品 (化粧品、ヘアケア用品等) 24件	商品一般 (不審な電話・メール・請求等) 22件	教養・娯楽サービス (ビジネス教室、スポーツジム等) 19件	
50歳代 (248件)	保健衛生品 (化粧品、白髪染め等) 29件	※同率2位 商品一般 (不審な電話・メール等) 26件	食料品 (サプリメント、健康食品等) 26件	
60歳代 (286件)	保健衛生品 (化粧品、歯磨き粉等) 58件	商品一般 (不審な電話、身に覚えのない商品等) 33件	食料品 (サプリメント、海産物等) 26件	
70歳以上 (438件)	商品一般 (不審な電話・メール・請求等) 74件	保健衛生品 (化粧品、歯磨き粉等) 57件	食料品 (サプリメント、飲料等) 45件	
その他・不明 (348件)	商品一般 (身に覚えのない請求、不審な電話・メール等) 67件	他の役務 (冠婚葬祭・広告サービス等) 38件	運輸・通信サービス (光回線、携帯電話等) 31件	